

議案第54号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (市長が行う電磁的記録による縦覧等) 第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第8条第1項</u> の規定により、法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第30条及び第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。 | (市長が行う電磁的記録による縦覧等) 第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第5条第1項</u> の規定により、法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第30条及び第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。